

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月二十四日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第八号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料） 第五十四条の二 秋田県証紙条例第二条本文の規則で定める使用料及び手数料は、別表第二の二のとおりとする。 2 秋田県証紙条例第二条ただし書の規則で定める使用料及び手数料は、別表第二の二第三号の二に掲げる一般旅券の発給等手数料とする。	（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料） 第五十四条の二 秋田県証紙条例第二条本文の規則で定める使用料及び手数料は、別表第二の二のとおりとする。

附 則

この規則は、令和五年三月二十四日から施行する。